

岐阜県公報

号 外 (三) 令 和 七 年 三 月 三 十 一 日

告 示

岐阜県告示第百七十七号

岐阜県水源地域保全条例（平成二十五年岐阜県条例第二十四号）第十三条第一項の規定により、次のとおり水源地域を指定するので、同条第六項の規定により告示する。

令和七年三月三十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

市町村名	指定の区域	縦覧場所
恵那市	水源地域区域図に示すとおり	岐阜県林政部森林保全課、岐阜県恵那農林事務所及び恵那市農林部林政課
高山市	水源地域区域図に示すとおり	岐阜県林政部森林保全課、岐阜県飛騨農林事務所及び高山市森林・環境政策部森林政策課

（「水源地域区域図」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年三月三十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月三十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

○水源地域の指定
○道路の供用開始

目 次

（森林保全課）
（道路維持課）
一 一

